

ネーミングライツの取組について

ネーミングライツの基本的考え方

ネーミングライツとは、一般には、公共施設などに企業名や商品のブランド名などを冠した愛称を付ける権利で、この権利を売却することで、施設運営等に係る資金を得ようとするものです。

滋賀県では、県が所有する施設などに企業名や商品名などを冠した愛称を付与する代わりに、ネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）からネーミングライツ料としてその対価を得る、新たな歳入確保策に取り組みます。

ネーミングライツ導入の効果

ネーミングライツパートナー	県・県民
<ul style="list-style-type: none">・ P R 効果・ 地域社会への貢献・ イメージアップ	<ul style="list-style-type: none">・ 新たな歳入確保・ 施設の長期的・継続的な運営基盤の確立・ 施設利用者・県民へのサービスの向上

平成 24 年度公募における基本的考え方

過去に導入実績がないことを踏まえ、

- ・ 県施設へのネーミングライツの公募・導入することを広く周知
- ・ ノウハウの取得
- ・ 企業等のニーズ把握

に重点を置き、代表的な施設から実施する。

H24 年度公募対象施設

県が設置している公の施設で、施設利用者数やメディアへの露出状況等を勘案し、県の代表的な施設であるびわ湖ホールから導入する。

なお、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの施設名ではなく、大ホール、中ホール、小ホールの名称を募集する。

【利用状況 (H23)】

大ホール	151,485 人
中ホール	37,341 人
小ホール	22,749 人

H25 年度以降の方針

H24 年度の実績を活かし、文化施設、公園施設、スポーツ施設等において、対象施設を拡大する。

【平成 25 年度以降の導入を検討する主な施設】

- ・他府県で先行して実施され事例が多い公の施設で、相当の利用者数またはメディアへの相当程度の露出が見込まれると考えられるもの
- ・指定管理施設は次期の募集に合わせての導入を検討

施設名	指定管理期間
文化産業交流会館	平成 23 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
希望が丘文化公園	平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
近江富士花緑公園	平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
びわ湖こどもの国	平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
陶芸の森	平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
奥びわスポーツの森	平成 23 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
びわこ文化公園 (日本庭園夕照の庭、茶室、夕照庵)	平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
湖岸緑地	平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
彦根総合運動場	平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
県立体育館	平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
武道館	平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
スポーツ会館	平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
アイスアリーナ	平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
琵琶湖漕艇場	平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
長浜ドーム	平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

【今後のスケジュール】

- | | |
|--------|------------|
| 12 月中旬 | 募集要項の作成・募集 |
| 1 月下旬 | 応募締切 |